

第 68 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 30 年 10 月

福井県人事委員会



人 委 第 1 8 7 号
平成 30 年 10 月 22 日

福井県議会議長 山本 文雄 様
福 井 県 知 事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委 員 長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職員の給与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成30年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,370人であって、これら在職者の平均年齢は41.9歳であり、また、その男女別構成は男57.4%、女42.6%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料329,048円、扶養手当9,960円、地域手当5,416円、計344,423円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料351,260円、扶養手当8,675円、地域手当6,111円、計366,046円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表	
区 分	平 均 給 与 月 額	給料	329,048	314,931	390,961	370,766	349,014	479,716	305,004	304,811	311,710	351,260
		扶養手当	9,960	11,245	9,885	6,958	9,544	16,124	5,837	3,613	2,381	8,675
		地域手当	5,416	4,674	5,645	5,367	5,144	81,053	4,397	4,330	4,397	6,111
		計(円)	344,423	330,850	406,491	383,091	363,703	576,894	315,238	312,755	318,487	366,046
在職者数(人)			3,459	1,730	2,100	4,538	283	153	270	816	21	13,370
性別 (人)	男		2,351	1,582	1,174	2,025	214	126	118	88	3	7,681
	女		1,108	148	926	2,513	69	27	152	728	18	5,689
学 歴 (人)	大 学		2,446	1,060	1,942	4,422	273	153	193	250	13	10,752
	短 大		347	26	72	116	8		76	558	8	1,211
	高 校		663	644	85		2		1	8		1,403
	中 学		3		1							4
平均年齢(歳)			41.9	37.4	44.7	43.2	41.1	43.4	38.1	37.0	36.1	41.9
平均経験年数(年)			20.3	16.2	22.1	20.6	18.3	20.1	15.7	15.4	13.4	19.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,357人で、全職員の40.1%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,675円（受給職員平均では21,650円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,357	40.1	0.8 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,675 〔受給職員 平均では 21,650〕
扶養親族 1人	1,746	13.1		
2人	1,958	14.6		
3人	1,254	9.4		
4人	338	2.5		
5人	54	0.4		
6人以上	7	0.1		
扶養手当非受給職員	8,013	59.9		
計	13,370	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は1,973人で全職員の14.8%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,539円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住居手当受給職員		1,973	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	5	0.2	25,539
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	781	39.6	
		手当額27,000円の受給者	1,187	60.2	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,243人で全職員の84.1%を占めており、その内訳は交通機関等利用者662人(5.9%)、交通用具使用者10,306人(91.7%)、併用者275人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,722円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)はいない。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は10,000人(97.0%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,243	100.0	
交通機関等利用者		662	5.9	10,722
55,000円までの者		662	5.9	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,306	91.7	12,146
自転車		292	2.6	
原動機付自転車等		14	0.1	
自動車		10,000	88.9	
併 用 者		275	2.4	15,431
55,000円までの者		275	2.4	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 411 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 116 事業所を対象に、「平成 30 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,171 人および研究員、医師等 54 職種の 368 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 36.7%（昨年 18.3%）、ベースアップを中止した事業所は 7.4%（同 17.8%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 84.8%（昨年 91.4%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 21.5%（昨年 30.5%）、減額となっている事業所の割合は 2.7%（同 6.3%）、変化のない事業所が 60.6%（同 54.6%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	36.7	7.4	0.0	55.9
課 長 級	29.5	7.3	0.0	63.2

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	84.8	84.8	21.5	2.7	60.6	0.0	15.2
課 長 級	80.8	79.5	21.9	0.0	57.6	1.3	19.2

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,978円
配偶者と子1人	17,464円
配偶者と子2人	21,854円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	36.4
支給しない	63.6
借家・借間住居者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成30年福井県職員給与実態調査」および「平成30年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第9表に示すとおり、民間給与が職員給与を516円（0.14%）上回った。

第9表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	364,760 円
職員給与 (B)	364,244 円
較 差 (A) - (B)	516 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.14%

(2) 特別給

「平成30年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第10表に示すとおり所定内給与月額額の4.44月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数4.40月を上回っている。

第10表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均給与月額	下半期 (A1) 340,866 円 上半期 (A2) 343,422 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 758,229 円 上半期 (B2) 763,280 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 2.22 月分 上半期 (B2/A2) 2.22 月分
年 間 の 合 計	4.44 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは平成30年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.7%の上昇となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ127,640円、154,700円、181,750円、208,800円となった。

（参考資料第17表、第19表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.3ポイント改善して2.5%（季節調整値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.12ポイント上昇して1.59倍（季節調整値）、福井県では昨年4月と比べ0.03ポイント上昇して2.04倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第19表）

5 人事院の報告等

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告するとともに、給与の改定について勧告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

また、国家公務員法第23条の規定に基づき、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見を申し出た。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳]

[俸給 583円 はね返し分(注) 72円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を516円(0.14%)下回っていることが判明した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.44%で、職員の年間平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.04月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回る事となったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当ならびに宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。また、平成31年度以降においては、6月期および12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成30年4月1日から実施することとする。

(2) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

また、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有為な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも、重要な課題となっている。

このような中、国においては、長時間労働の是正や多様な働き方の実現等のために働き方改革が進められており、本年6月に働き方改革関連法が成立し、これにより、36協定で定める時間外労働の上限等が定められることとなった。また、人事院は、

国家公務員の超過勤務時間の上限を人事院規則において定めることとし、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間かつ1年について720時間などの上限を設定することとしている。本県においても、上記の民間労働法制の改正内容や国の対応を踏まえ、超過勤務縮減に向けて所要の措置を講ずる必要がある。

超過勤務時間の縮減に向けて、本県においては、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施・拡充に加え、昨年度から定期的な企画幹会議の開催による全職員の超過勤務の状況の把握や業務分担の見直しの協議など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げている。しかしながら、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

総実勤務時間をさらに短縮するため、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化や意思決定の迅速化を進めるとともに、所属間の相互応援により、集中する業務に組織全体で対応するなど、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取組む必要がある。また、人工知能（AI）の活用など、業務の効率化を図るための新たな取組みについても検討が必要である。

職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方の見直しを行うとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、タイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取組む必要がある。このため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

また、年次休暇の取得促進については、各任命権者が策定している第3期特定事業主行動計画において、年次休暇の取得日数の目標値等が定められているところであるが、民間労働法制における時季指定の措置も踏まえ、休暇の計画表の活用等により、休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

（3）学校現場における教職員の負担軽減

総実勤務時間の短縮において、特に、学校現場を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっている。

このため、文部科学省は、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であるとして、昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめたところである。

教育委員会においては、緊急対策を確実に実施していくため、引き続き、学校や教員の業務の見直し、効率化の推進を図るとともに、学校や教員の業務改善に向けた計画を策定し、改善が着実に進むようフォローアップをしていく必要がある。特に、現在進めている学校運営支援員や部活動指導員などの専門スタッフの配置拡大、校務支援システムの早期の全校導入、部活動休養日の徹底などについて、引き続き、強い取組姿勢を持って進めていくことが重要である。また、学校事務の共同実施の機能強

化や校務支援システムの活用等により、事務処理の効率化を図りつつ、事務職員の校務運営への参画を促進していくことが必要である。

校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、校務支援システムにより教職員の勤務状況を的確に把握し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うなど、リーダーシップをもって組織マネジメントを行い、教職員の負担軽減に努めていく必要がある。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有為な人材の確保にもつながるものである。

各任命権者においては、「福井県女性活躍推進計画」および「第3期特定事業主行動計画」を策定している。これらの計画では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、特に男性職員の育児参加を推進していくこととしており、配偶者が出産した際の2日以上 of 休暇取得や出産後1年以内での1週間以上の連続休暇取得を目標としている。任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図ること、休暇・休業した職員の体験談を紹介することなどにより休暇・休業の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めることが重要である。また、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えていくことにより、該当する職員が休暇・休業を取得できるようにすることも重要である。

さらに、本年1月から試行しているサテライトオフィスの活用などにより、育児や介護など、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進し、多様な人材の能力発揮を可能としていくことが必要である。

(5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組を行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。また、民間労働法制の改正内容も勘案し、医師の面接指導の対象となる超過勤務時間の引下げなどの適正な対応が必要である。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮し

た業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが必要である。

また、各任命権者においては、「ストレスチェック制度」を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職員におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが不可欠である。

さらに、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものである。各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの策定などにより、その防止対策に努めているところであるが、さらにこれらの取組について周知徹底を図っていく必要がある。また、職場管理者にあつては、これらの内容に十分配慮し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、ハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが望まれる。

(6) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、本県でもすべての任命権者において人事評価制度を導入したところである。今後も職員の理解と納得を得ながら人事評価制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

(7) 公務員の高齢期雇用

段階的な年金支給開始年齢の引上げにより、今後さらに再任用希望者の増加が見込まれることから、これらの職員の能力および経験を職務執行の中で一層活用していくことが必要である。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、引き続き職域拡大などの検討をしていく必要がある。

また、人事院では、政府からの検討要請を受け、高齢層職員の能力および経験を本格的に活用することは不可欠であるとして、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。本県においても、国の検討状況や他都道府県の動向を注視していく必要がある。

(8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者たる責務を常に自覚するとともに、公務の活動に要する費用は、原則とし

て税金によって賄われていることを十分に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

そのためにも、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

(9) 地方公務員法等改正への対応

現在、公務においては、多様化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員を活用することが必要不可欠である。

このような中、昨年5月に公布された「地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律」は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、適正な任用、勤務条件の確保を図るとともに、臨時・非常勤職員の任用要件の明確化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行等を図るものである。

任命権者においては、制度が円滑に導入されるよう、改正法の施行に向け、会計年度任用職員の任用や勤務条件の整備について、法の趣旨に基づき、他の都道府県の動向なども踏まえながら、適切に対応していく必要がある。

(10) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）等を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

（イ）医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額を、通常の宿日直勤務は 4,400 円、医師の宿日直勤務は 21,000 円とし、人事委員会規則で定めるその他の宿日直勤務は 7,400 円を限度として改定すること。

ウ 期末手当および勤勉手当について

（ア）平成 30 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.95 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.475 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.15 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.575 月分とすること。

(イ) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分(再任用職員については、それぞれ 0.725 月分)とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分(再任用職員については、それぞれ 0.45 月分)とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分(再任用職員については、それぞれ 0.625 月分)とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分(再任用職員については、それぞれ 0.55 月分)とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のウの (イ)、2 の (2) のイおよび 3 の (2) のイについては、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
再任用 職員 以外の 職員	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	572,500
	67		470,400	522,100	573,400
	68		471,000	523,000	574,300
	69		471,300	523,900	575,200
	70		472,000	524,700	576,100
	71		472,700	525,600	577,000
	72		473,400	526,500	577,900
	73		473,800	527,300	578,800
	74		474,400	528,200	579,700
	75		475,100	529,100	580,600
	76		475,800	529,800	581,500
	77		476,200	530,600	582,400
	78		476,800	531,500	583,300
	79		477,400	532,400	584,200
	80		477,900	533,300	585,100
	81		478,500	534,100	586,000
	82		479,000	535,000	586,900
	83		479,500	535,900	587,800
	84		480,000	536,800	588,700
	85		480,400	537,600	589,600
	86		481,000	538,500	590,500
	87		481,400	539,400	591,400
	88		481,900	540,300	592,300
	89		482,400	541,100	593,200
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要	30
第1表 部局別、給料表別職員構成	31
第2表 給料表別人員の推移	31
第3表 給料表別、学歴別職員構成	32
第4表 平均給与月額の前年比較	32
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	33
第6表 給料表別、級別平均経験年数	43
第7表 給料表別年齢構成	44
第8表 扶養手当の支給状況	45
第9表 職員の通勤状況	45
第10表 住居手当の支給状況	47

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	48
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	49
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	50
第14表 民間における初任給の改定状況	60
第15表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	60
第16表 民間における賞与の配分状況	60

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	61
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	62
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	62

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	63
-------------	----

1 職員給与関係資料

平成 30 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成 30 年 4 月 1 日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,440	25	9	13	302	5	3	100	37	168	66	291	3,459
警察職												1,730	1,730
教育職(一)								1,404	696				2,100
教育職(二)										2,869	1,669		4,538
研究職	230				32							21	283
医療職(一)	153												153
医療職(二)	265									2	3		270
医療職(三)	815											1	816
福祉職	21												21
合計	3,924	25	9	13	334	5	3	1,504	733	3,039	1,738	2,043	13,370

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数 %)

給料表		年月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月
行政職	職員数		3,338	3,288	3,215	3,336	3,348	3,367	3,360	3,397	3,443	3,459
	指数		96.5	95.1	92.9	96.4	96.8	97.3	97.1	98.2	99.5	100.0
警察職	職員数		1,655	1,655	1,647	1,700	1,710	1,697	1,718	1,724	1,730	1,730
	指数		95.7	95.7	95.2	98.3	98.8	98.1	99.3	99.7	100.0	100.0
教育職(一)	職員数		2,249	2,248	2,247	2,246	2,206	2,200	2,191	2,160	2,134	2,100
	指数		107.1	107.0	107.0	107.0	105.0	104.8	104.3	102.9	101.6	100.0
教育職(二)	職員数		4,734	4,686	4,644	4,637	4,636	4,606	4,578	4,575	4,559	4,538
	指数		104.3	103.3	102.3	102.2	102.2	101.5	100.9	100.8	100.5	100.0
研究職	職員数		296	291	286	279	270	275	282	290	283	283
	指数		104.6	102.8	101.1	98.6	95.4	97.2	99.6	102.5	100.0	100.0
医療職(一)	職員数		125	137	137	136	144	144	143	146	152	153
	指数		81.7	89.5	89.5	88.9	94.1	94.1	93.5	95.4	99.3	100.0
医療職(二)	職員数		266	276	282	271	285	282	280	274	272	270
	指数		98.5	102.2	104.4	100.4	105.6	104.4	103.7	101.5	100.7	100.0
医療職(三)	職員数		670	683	691	691	705	718	730	790	839	816
	指数		82.1	83.7	84.7	84.7	86.4	88.0	89.5	96.8	102.8	100.0
福祉職	職員数		26	26	25	24	22	18	19	21	21	21
	指数		123.8	123.8	119.0	114.3	104.8	85.7	90.5	100.0	100.0	100.0
合計	職員数		13,359	13,290	13,174	13,320	13,326	13,307	13,301	13,377	13,433	13,370
	指数		99.9	99.4	98.5	99.6	99.7	99.5	99.5	100.1	100.5	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,446	70.7	347	10.0	663	19.2	3	0.1	3,459	(100.0)	2,351	68.0	1,108	32.0
警察職	1,060	61.3	26	1.5	644	37.2			1,730	(100.0)	1,582	91.4	148	8.6
教育職(一)	1,942	92.5	72	3.4	85	4.0	1	0.0	2,100	(100.0)	1,174	55.9	926	44.1
教育職(二)	4,422	97.4	116	2.6					4,538	(100.0)	2,025	44.6	2,513	55.4
研究職	273	96.5	8	2.8	2	0.7			283	(100.0)	214	75.6	69	24.4
医療職(一)	153	100.0							153	(100.0)	126	82.4	27	17.6
医療職(二)	193	71.5	76	28.1	1	0.4			270	(100.0)	118	43.7	152	56.3
医療職(三)	250	30.6	558	68.4	8	1.0			816	(100.0)	88	10.8	728	89.2
福祉職	13	61.9	8	38.1					21	(100.0)	3	14.3	18	85.7
合計	10,752	80.4	1,211	9.1	1,403	10.5	4	0.0	13,370	(100.0)	7,681	57.4	5,689	42.6

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成30年(A) (円)				平成29年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	329,048	9,960	5,416	344,423	330,660	9,578	5,382	345,619	99.5	104.0	100.6	99.7
警察職	314,931	11,245	4,674	330,850	316,223	10,955	4,693	331,871	99.6	102.6	99.6	99.7
教育職(一)	390,961	9,885	5,645	406,491	390,076	9,019	5,620	404,715	100.2	109.6	100.4	100.4
教育職(二)	370,766	6,958	5,367	383,091	374,722	6,465	5,430	386,617	98.9	107.6	98.8	99.1
研究職	349,014	9,544	5,144	363,703	349,843	8,966	5,160	363,969	99.8	106.4	99.7	99.9
医療職(一)	479,716	16,124	81,053	576,894	476,595	15,220	80,537	572,352	100.7	105.9	100.6	100.8
医療職(二)	305,004	5,837	4,397	315,238	306,730	5,254	4,407	316,391	99.4	111.1	99.8	99.6
医療職(三)	304,811	3,613	4,330	312,755	302,661	3,092	4,293	310,047	100.7	116.8	100.9	100.9
福祉職	311,710	2,381	4,397	318,487	307,686	1,857	4,333	313,876	101.3	128.2	101.5	101.5
合計	351,260	8,675	6,111	366,046	352,980	8,156	6,103	367,239	99.5	106.4	100.1	99.7

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給級																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	1								1			3	1	1	1	2	3		1	4	2	1		4	4	3		6	67	4	
	2								10	8		33	14	8	5	39	16	10	8	28	26	18	12	36	24	12	15	28	21	8	
	3	1													1		6	8	7	16	10	14	16	12	9	14	20	21	9	19	
	4																									2			2	1	3
	5																														
	6	1																													
	7	1		1																											
	8													1							7	5	5	3		5	8	1	3	5	2
	9						1		1		1		2	4	2	3	1		2						1	1	1				
計																															
警察職	1				22			16	6		1	21	4	1		17	1			19	23	6	1	33	7	7	5	3	3	3	
	2														1				1	29	8	4	1	26	9	13	4	21	6	8	
	3						2			2		2	2	2	3	1	2	1	2		7	1	7	4	7	1	4	2	7		
	4												2				1		1		1	1	4		4		2		3		
	5																											1			
	6																														
	7																													1	
	8																														
	9																														1
計																															
教育職(一)	1																												1		
	2				6			8	3	2	1	9	3	4	2	17	4	7	3	15	5	7	4	13	7	8	4	14	8	5	
	3																														
	4																						2		1	1	2	2	5	4	5
計																															
教育職(二)	1																														
	2															56		8	45	21	10	12	54	11	13	8	57	17	13		
	3																														
	4																				5	23	22	46	40	49	16	13	6	6	3
計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表	給料表	
1	64	4	4	12	58	9	9	6	45	8	12	4	5	5	11	5	6	1		2	1	2	1	1	2					1	行	
6	23	16	9	3	2	2	1	1	3				1	1										1		1				2		
14	10	15	6	17	16	13	15	14	19	16	6	21	17	18	14	16	19	18	14	9	12	19	10	14	7	6	5	10	6	3		
1		1	3	1	7	3	7	6	2	3	8	1	7	12	16	11	10	25	25	17	13	15	21	22	24	18	16	22	25	4		
												1		1				1	1	1	2	8	3	3	7	12	9	10	9	5		
										1	1													1		1	4	17	7	6	政	
			1					3	21	10	3	2	1	5	1	1							1							7		
5		1			1	1																								8		
										1																					9	職
																											計					
1	6	1	1	1	5	1	2	2	5	1			2	1	2	1			1						1					1		
5	17	4	12	3	13	7	15	5	12	7	10	4	17	5	8	6	7	8	10	5	9	1			1					2		
	6	1	8	6	11	3	8	4	12	5	10	8	13	3	14	6	7	5	13	7	12	6	6	13	13	2	1	2	2	3	警	
1	3	3	5	2	5		3	2	5	6	5	7	6	10	8	11	5	5	2	12	12	11	10	13	7	11	4	10	4	4		
			1	2	1	1	1	1	1	3	1	1	1	8	7	8	5	7	2	4	3	3	1	4	10	4	3	2	3	5		
											1				1		1					2		2	1		2	1	1	1	6	察
																					1	2	3	11	2	1	1	2		7		
												1	2	4	7	1			1				1					1		8		
2	4	1	1					1					1																	9	職	
																											計					
1	1					1							1				1													1	1	教育職
8	13	6	7	11	9	9	9	8	7	10	12	19	8	6	5	13	2	17	6	12	3	8	6	2	4	5	6	7	5	2		
																												1	1	7	3	
6	4	2	2	1						1		1																		4	(一)	
																											計					
																														1	教育職	
12	64	12	18	13	48	24	21	19	33	38	21	22	37	23	28	13	33	37	18	18	29	34	16	24	19	20	9	32	15	2		
																															3	
5	3	8	1	2	3		1	1	2		1																			4	(二)	
																											計					

給料表	号給 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		行	1								2																						
	2																																
	3	5				1	1		1	1		1	1		1						1						4	1	1	2	1		
	4	14	20	17	25	12	15	17	12	11	5	9	7	8	6	6	3	4	6	5	5	4	2	3	2		1	1			1	2	
政	5	11	14	12	19	11	16	7	18	12	20	20	31	26	22	23	32	31	24	16	20	26	18	19	22	22	22	25	18	29	35		
	6	27	5	17	12	11	11	19	8	6	6	10	11	6	4	4	3	9	7	4	4	1	6	2	1	6	6	3	2	1	1		
	7									2																							
職	8																																
	9																																
	計																																
警	1																																
	2																																
	3	3		3		3	4	3	1	1	2				1	2	2		2					1				2			2		
	4	7	8	9	8	7	8	3	8	2	4	4	5	3	2	2	2	2	2	4	1	3	2	2	1	1		3		2	1		
察	5	2	1	4	5	1	2	3	5	4	2	5	2	4	1	2	2	2	3	2	3	2	3		5	1	7	4	8	2	2		
	6		1	3	1		2						2	1		1	2	1	3	2	1	3	1	2		1	3	2	2	6	12		
	7	2	1	1			1	1	1			2									3			1		1	2						
職	8	1																															
	9																																
	計																																
教育職(一)	1			1				3		4		1	1	1	1	1	2		1	4	1		1	1	1	3		4	2	2			
	2	14	10	16	9	7	9	12	3	10	6	5	5	12	3	20	5	12	9	12	2	19	5	16	15	23	15	13	4	22	9		
	3	4	11	5	1	3		1	2	2	1	3			4				1					2									
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	31	13	47	12	15	9	8	7	20	12	23	17	34	23	31	15	25	26	20	15	13	13	15	13	28	14	29	27	13	10		
	3														24	71		4	13	18	12	27	10	7	13	10	8	9	9	3	1		
	4																																
	計																																

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	給 料 表	級														
																															1	行 政 職													
																															2														
				1											1		1						1								3														
2	2	1	3	1	1		3	3	2	2	4	1	4	22																	4														
25	20	264																															5												
1		21																															6												
																																	7												
																																	8												
																																	9												
																																											計		
																																	1	警 察 職											
																																	2												
	1	2		1					1		1					1																	3												
2	1		2	1	4	1	3	1	3		4	2	1	2	1		3	3	4	2	1	1	2	2	1	5	6	6	6			4													
5	2	4	3	1	4	7	3	3	2	49																							5												
4	3	37																															6												
																																	7												
																																	8												
																																	9												
																																											計		
4		1	1	3	1	1		3		1		3	3	1	2		1	3	1	3				1		2		1				1	教 育 職 (一)												
15	8	13	6	22	10	15	14	17	8	18	13	13	26	21	21	5	20	11	27	15	23	14	24	12	29	15	25	12	23			2													
																																			3										
																																			4										
																																													計
																																		1	教 育 職 (二)										
33	9	26	24	35	24	19	32	33	25	27	20	28	28	36	28	22	17	25	12	31	17	33	18	26	16	24	22	16	27			2													
8	4	2	1	3		1	4		1																								3												
																																		4											
																																													計

給料表	給 級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行政職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3																																
	4	11	3	1	2	7	1	4	3	18																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
計																																	
教育職(一)	1																																
	2	14	38	20	23	19	33	21	40	28	38	39	64	35	42	49	56	32	42	26	39	1	11	1	4								
	3																																
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	24	33	18	25	25	32	29	49	26	39	43	45	53	83	56	53	48	54	29	57	60	62	55	77	84	82	85	89	66	57		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			388	194,806	1	行 政	30		
																			449	229,568	2		19		
																			605	291,987	3		21		
																			624	362,066	4				
																			998	392,581	5				
																			268	404,731	6				
																			53	422,327	7				
																			53	450,813	8				
																			21	494,940	9		1		
																			3,459	329,048	計		71		
																				233	202,782	1	警 察 職		
																				322	243,112	2			
																				303	276,930	3		6	
																				433	351,817	4		14	
																				261	405,954	5		4	
																				108	426,166	6		1	
																				40	434,842	7		2	
																				19	449,374	8			
																				11	467,466	9			
																			1,730	314,931	計		27		
																				78	303,010	1	教育 職 (一)	8	
																				1,934	391,502	2		56	
																				49	449,855	3			
																				39	466,021	4			
																			2,100	390,961	計			64	
																						1	教育 職 (二)		
30	38	11	12	2	2															4,019	362,935	2		81	
																					263	426,105		3	
																					256	436,855		4	
																			4,538	370,766	計		81		

給料表	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		研究職	1																													
	2				3			4					2	1	2		7	2	3	1	4	2	2		2	3	2		10	3	3	
	3									1	2	2	4	2	2		3	2	1	3	1	3	2	1	1		2		1	2	1	
	4																															
	5																											2	1			
	計																															
医療職(一)	1	3			2				1												1											
	2				2			2	1			2	2			7	3			1												
	3			7			1	6	1			2	1	1		1	5					4			7	3	1		2			
	4																												1		4	
	計																															
医療職(二)	1																															
	2				1				6	1			3	2			7				6		3		5	1	3	1	7	1	3	
	3																3	1		3	3		4	9	5	3	7	5	7	3		
	4																								1						2	
	5																1								1						4	
	6																															
	7																											1	1	1		1
	計																															
医療職(三)	1																															
	2							1		19				44	1	12		45	6	6	2	25	6	10	4	12	7	11	1	4		
	3												6	5	5	6	5	5	11	4	6	7	4	6	3	7	4	5	5			
	4															1		2	3	2	7	6	6	2	10	6	10	9	5			
	5															6	2	9	4	1	2	6	4	7	4	5	5	2	5			
	6																															
	7																															
	計																															
福祉職	1																													1		
	2																											2	1	1		1
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表		
																															1	
1	3	1	2	3	3	1		2	3	1	1			1	1	1			1	1										2	研究	
	1	1	1		2	1		1	3	2		2				3		3	1			1	1	1		1	2	1	2	3	職	
																3								1		1	2	1	1	4		
																															5	
																											計					
																														1		
																														2	医療	
2		2	2		1	1			3	1	1	1			1	1	1	1		1										3	(一)	
			2	2		2	2		2	4		1		2	2		1	2		1	1	1		2	1	1	1	1	2	4		
																											計					
																														1		
2	10																													2	医療	
5	7	3	4	1	3	4	1	1		1																				3	職	
3	3	2	1	2			2	2		1		2																		4		
3		2	1			1		1		1	1	2		1		1	1			1	2	1	1		1		1	1	1	5	(二)	
												1	1		1		1	1	1	3		1			1	1				6		
																															7	
																											計					
																														1		
1	10	4	1	2	9	2	1	2	2						1		1	1										1		2	医療	
1	2	2	4	4	1			2	2	1	3	1		1	1	1		1			1		1						1	3	職	
7	6	2	3	5			1		2	1		1																		4		
3	5	5	6	5	4	2	1	3	2	1	2	2	3	4	1	8	4	5	3				1	2	2	3	1		3	5	(三)	
												2	8			3	1	1		2	1	1								6		
		1																												7		
																											計					
	1											1																		1	福	
1	1	1															1	1							1					2	社	
		1					1																							3		
																							1	1			1			4	職	
																														5		
																														6		
																											計					

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		研究職	1																													
	2																															
	3			3		2	1	7			3	1	2	1	4	5	4	2			3	2	4	1	2	4			2	41		
	4	1	1		1	2	1	2	1	1	1		1		2	4	1	2		2	1	1	2			1				1		
	5																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3				2		1													1												
(一)	4	2	2		2		1	2	1	1	1	2	1	1	2	2			2	1												
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
(二)	5	2		1	1		1	2	3	2		3	1	1	1	1		2	2	3	2	4		1	2	22						
	6			1					1																							
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4						1				1																					
(三)	5	3	4	6	2	2	1		8	3		2	4	4	4	1	2	4	5	4	5	4	4	2	3	5	2	4	3	8	5	
	6																															
	7																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4																1														1	
	5																															
	6																															
	計																															

(単位：人)

(注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料 表	再 任用		
																						1		1		
																					82	251,377	2	研 究 職	5	
																					160	375,899	3		1	
																					38	437,463	4			
																					3	463,557	5			
																					283	349,014	計			7
																					7	261,129	1	医 療 職 (一)		
																					20	371,220	2			
																					65	458,668	3			
																					61	562,801	4			
																					153	479,716	計			
																							1	医 療 職 (二)		
																						62	221,683		2	
																						83	263,301		3	3
																						21	303,667		4	
																						87	383,398		5	
																						13	409,984		6	
																						4	422,573		7	
																						270	305,004	計		3
																							1	医 療 職 (三)		
																						254	227,571		2	
																						125	271,778		3	1
																						99	300,511		4	
5	5	61																				318	373,737		5	
																						19	416,683		6	
																						1	433,760		7	
																						816	304,811	計		1
																						3	229,333	1	福 社 職	
																						11	285,426	2		
																						2	335,000	3		
																						5	409,640	4		
																							5			
																							6			
																						21	311,710	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.6	6.5	14.3	24.1	28.9	31.8	33.4	35.2	34.9	21.0
	女		2.7	7.4	15.6	23.7	30.9	31.2	31.8	36.7		18.9
	計		2.6	6.8	14.8	24.0	29.5	31.7	33.3	35.3	34.9	20.3
警察職	男		2.5	6.1	11.0	21.3	28.2	31.6	32.2	35.8	37.1	16.9
	女		3.1	6.3	10.9	16.4	21.8					9.2
	計		2.6	6.1	11.0	20.9	28.1	31.6	32.2	35.8	37.1	16.2
教育職(一)	男		13.9	22.5	32.9	34.6						22.9
	女		17.4	21.1	29.6	35.6						21.1
	計		15.4	21.9	32.4	34.7						22.1
教育職(二)	男			18.0	32.3	35.2						21.1
	女			19.6	31.4	35.1						20.2
	計			19.0	32.0	35.2						20.6
研究職	男			5.9	21.4	33.5	37.0					19.9
	女			4.4	19.4	31.0						13.1
	計			5.4	20.9	33.4	37.0					18.3
医療職(一)	男		3.2	8.3	16.0	31.1						21.0
	女		2.5	7.8	14.7	27.7						16.1
	計		3.0	8.2	15.7	30.7						20.1
医療職(二)	男			4.2	9.3	13.2	25.6	31.9	35.2			16.3
	女			5.1	10.6	14.4	26.4	32.0	39.0			15.2
	計			4.7	10.1	13.9	26.1	31.9	35.8			15.7
医療職(三)	男			4.1	10.4	13.7	20.5	34.5				10.2
	女			4.0	10.5	13.5	26.1	35.8	35.0			16.1
	計			4.0	10.4	13.5	25.8	35.6	35.0			15.4
福祉職	男			11.0		32.0						18.0
	女		3.7	9.2	16.5	25.3						12.7
	計		3.7	9.5	16.5	26.6						13.4

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	2	125	247	245	241	312	400	414	365	2,351
	女	2	99	131	140	128	166	212	127	103	1,108
	計	4	224	378	385	369	478	612	541	468	3,459
警察職	男	32	153	242	285	226	167	130	126	221	1,582
	女	12	24	40	29	25	12	6			148
	計	44	177	282	314	251	179	136	126	221	1,730
教育職(一)	男		12	82	116	123	142	188	255	256	1,174
	女		24	79	84	103	170	192	147	127	926
	計		36	161	200	226	312	380	402	383	2,100
教育職(二)	男		89	208	237	207	223	232	367	462	2,025
	女		137	294	261	297	315	306	458	445	2,513
	計		226	502	498	504	538	538	825	907	4,538
研究職	男		4	28	31	23	22	37	33	36	214
	女		6	17	10	9	10	11	6		69
	計		10	45	41	32	32	48	39	36	283
医療職(一)	男			8	22	22	13	20	16	25	126
	女			3	7	6	2	5	1	3	27
	計			11	29	28	15	25	17	28	153
医療職(二)	男		6	17	35	12	10	12	9	17	118
	女		5	28	48	20	12	13	16	10	152
	計		11	45	83	32	22	25	25	27	270
医療職(三)	男		14	22	13	23	9	1	4	2	88
	女		98	106	120	124	77	67	55	81	728
	計		112	128	133	147	86	68	59	83	816
福祉職	男				1	1			1		3
	女		1	3	4	5	2	3			18
	計		1	3	5	6	2	3	1		21
合計	男	34	403	854	985	878	898	1,020	1,225	1,384	7,681
	女	14	394	701	703	717	766	815	810	769	5,689
	計	48	797	1,555	1,688	1,595	1,664	1,835	2,035	2,153	13,370

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人		1,746	541
2 人		1,958	522
3 人		1,254	709
4 人		338	261
5 人		54	45
6 人以上		7	7
計		5,357	2,085

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	0.9	1.2	0.9	0.6	0.9	1.7	0.6	0.3	0.2	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者			併用者 (C)	(A)+(B)+(C)	
				自転車	原動機付 自転車等	自動車			
				小計 (B)					
知事部局		3,924	471	202	7	2,243	2,452	196	3,119
各種委員会		389	51	20		257	277	24	352
県立学校		2,237	16	13	1	2,036	2,050	4	2,070
小・中学校		4,777	6	7		4,101	4,108	5	4,119
警察本部		2,043	118	50	6	1,363	1,419	46	1,583
計		13,370	662	292	14	10,000	10,306	275	11,243

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局 交通用具	知事	各種	県立	小・中	警察	計	区分(km)	知事	各種	県立	小・中	警察	計	
		部局	委員会	学校	学校	本部			部局	委員会	学校	学校	本部		
2以上 3未満	自転車	118	10	5	3	24	160	30 ~ 32						157	
	原動機付自転車	2				1	3								
	自動車	169	12	109	412	135	837		67	4	37	27	22		
3 ~ 4	自転車	63	7	1	1	19	91	32 ~ 34						93	
	原動機付自転車	3				3	6								
	自動車	212	13	148	418	175	966		38	4	17	18	16		
4 ~ 5	自転車	12	3	3		3	21	34 ~ 36						67	
	原動機付自転車														
	自動車	163	20	157	363	102	805		25	2	27	8	5		
5 ~ 6	自転車	5			2		7	36 ~ 38						56	
	原動機付自転車	1					1								
	自動車	116	17	145	373	98	749		22	2	19	6	7		
6 ~ 8	自転車	2		2	1	2	7	38 ~ 40						39	
	原動機付自転車	1		1			2								
	自動車	180	30	224	597	142	1,173		16		9	9	5		
8 ~ 10	自転車	1		1		1	3	40 ~ 42						38	
	原動機付自転車														
	自動車	188	22	175	470	128	983		13	1	11	6	7		
10 ~ 12	自転車	1				1	2	42 ~ 44						46	
	原動機付自転車														
	自動車	144	27	197	337	104	809		21	2	13	8	2		
12 ~ 14	自転車							44 ~ 46						31	
	原動機付自転車														
	自動車	138	23	149	257	80	647		13	2	8	2	6		
14 ~ 16	自転車			1			1	46 ~ 48						22	
	原動機付自転車					1	1								
	自動車	126	15	124	226	56	547		12		5	4	1		
16 ~ 18	自転車							48 ~ 50						12	
	原動機付自転車														
	自動車	122	15	119	152	48	456		7		4		1		
18 ~ 20	自転車							50 ~ 52						6	
	原動機付自転車														
	自動車	67	14	67	91	56	295		2		2		2		
20 ~ 22	自転車							52 ~ 54						7	
	原動機付自転車														
	自動車	100	12	68	104	32	316		3		2		2		
22 ~ 24	自転車							54 ~ 56						8	
	原動機付自転車					1	1						1		
	自動車	72	6	58	83	29	248		7						
24 ~ 26	自転車							56 ~ 58						13	
	原動機付自転車														
	自動車	48	6	52	60	26	192		8		2	1	2		
26 ~ 28	自転車							58 ~ 60						11	
	原動機付自転車														
	自動車	45	5	43	39	45	177		7		1	3			
28 ~ 30	自転車							60 ~						38	
	原動機付自転車														
	自動車	65	1	41	23	26	156		27	2	3	4	2		
計		202	20	13	7	50	292	計	202	20	13	7	50	292	
		7		1		6	14		7		1		6	14	
		2,243	257	2,036	4,101	1,363	10,000		2,243	257	2,036	4,101	1,363	10,000	

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者	
行政職	468	1	180	287	25,605
警察職	170	2	60	108	25,387
教育職(一)	294	1	85	208	25,900
教育職(二)	689	1	318	370	25,307
研究職	72		30	42	25,701
医療職(一)	41		4	37	26,680
医療職(二)	42		17	25	25,993
医療職(三)	189		85	104	25,358
福祉職	8		2	6	26,275
計	1,973	5	781	1,187	25,539

2 民間給与関係資料

平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 411 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 116 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 324 人（うち行政職に相当する調査実人員 312 人）、初任給関係以外の調査職種 4,215 人（うち行政職に相当する調査実人員 3,859 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、23,117 人であり、行政職に相当するものは 17,789 人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	110	30	57	23
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	5	1	3	1
製造業	57	14	29	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	21	6	11	4
卸売・小売業	10	4	6	0
金融・保険業、不動産業	2	1	0	1
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	15	4	8	3

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が 6 事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	192,537	194,419	193,222	183,650
	短 大 卒	161,828	—	160,500	165,000
	高 校 卒	160,776	161,530	162,002	155,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	199,779	203,805	199,452	199,500
	短 大 卒	190,811	175,900	196,344	—
	高 校 卒	165,721	163,955	167,235	159,000
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	195,261	195,412	196,451	185,914
	短 大 卒	178,684	175,900	181,643	165,000
	高 校 卒	163,597	162,728	165,334	156,958

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	4	53.8	779,676	0	779,676	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	54.4	713,866	0	713,866	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	工場長	5	55.5	684,274	0	684,274	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	55.0	716,869	0	716,869	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	101	52.9	538,885	12	538,873	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	75	53.0	551,970	16	551,954	
	短大卒	9	51.7	531,819	0	531,819	
	高校卒	17	52.6	481,858	0	481,858	
	技術部長	74	51.4	607,398	2,077	605,321	同上
	大学卒	44	51.5	642,682	146	642,536	
	短大卒	7	51.2	685,159	0	685,159	
	高校卒	22	51.3	523,983	6,479	517,504	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	46	48.4	460,670	886	459,784	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	26	47.6	455,995	1,600	454,395	
	短大卒	9	50.4	510,102	0	510,102	
	高校卒	11	48.4	425,723	0	425,723	
	技術部次長	13	50.0	526,421	5,684	520,737	同上
大学卒	4	46.2	494,524	0	494,524		
短大卒	3	49.5	532,248	0	532,248		
高校卒	6	52.7	544,255	11,455	532,800		
事務課長	214	48.6	466,053	4,129	461,924	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	
大学卒	138	47.8	462,449	2,559	459,890		
短大卒	23	49.4	493,806	376	493,430		
高校卒	52	50.6	465,789	10,283	455,506		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	230	48.6	550,670	12,078	538,592	同上	
大学卒	131	46.5	558,995	6,601	552,394		
短大卒	25	50.1	538,522	200	538,322		
高校卒	74	51.9	540,112	25,771	514,341		

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術関係職種	事務課長代理	33	44.6	391,690	6,907	384,783	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	22	44.4	386,506	5,066	381,440		
	短大卒	5	46.6	412,068	5,005	407,063		
	高校卒	6	43.6	394,681	15,859	378,822		
	技術課長代理	21	47.6	441,798	32,601	409,197		同上
	大学卒	13	46.3	473,437	40,135	433,302		
	短大卒	4	49.9	419,447	27,357	392,090		
	高校卒	4	49.7	365,697	14,404	351,293		
	事務係長	205	46.6	411,913	42,018	369,895		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	101	44.6	404,284	37,032	367,252		
	短大卒	30	46.4	417,998	67,892	350,106		
	高校卒	74	49.4	419,484	38,429	381,055		
	技術係長	343	48.5	518,805	91,099	427,706		同上
	大学卒	129	46.7	521,627	98,802	422,825		
	短大卒	38	47.1	541,347	100,010	441,337		
	高校卒	174	50.1	512,254	83,414	428,840		
	中学卒	2	48.7	485,757	100,585	385,172		
	事務主任	242	40.9	356,982	27,135	329,847		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	145	39.5	368,459	21,607	346,852		
	短大卒	43	44.7	335,960	39,314	296,646		
	高校卒	54	43.1	331,953	37,574	294,379		
	技術主任	238	43.3	444,768	78,555	366,213		同上
	大学卒	110	41.8	436,668	73,248	363,420		
	短大卒	36	44.3	424,228	71,134	353,094		
	高校卒	90	44.8	463,451	87,497	375,954		
	中学卒	2	41.9	401,048	102,652	298,396		
	事務係員	1,049	36.8	285,985	24,476	261,509		
	大学卒	481	32.6	291,275	25,590	265,685		
短大卒	174	40.7	285,716	24,116	261,600			
高校卒	392	41.3	277,477	22,793	254,684			
中学卒	2	58.0	386,175	51,464	334,711			
技術係員	1,041	32.2	345,277	61,223	284,054			
大学卒	437	29.4	337,975	69,592	268,383			
短大卒	142	32.1	335,135	53,403	281,732			
高校卒	460	35.0	354,826	54,820	300,006			
中学卒	2	32.0	375,235	90,828	284,407			

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	3	54.8	901,761	0	901,761	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	56.1	862,933	0	862,933	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	工場長	4	55.8	710,795	0	710,795	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	55.3	767,042	0	767,042	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	48	53.0	552,770	25	552,745	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	44	52.9	556,918	27	556,891	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	52.8	503,530	0	503,530	
	技術部長	34	51.6	716,590	111	716,479	同上
	大学卒	26	51.8	720,559	148	720,411	
	短大卒	4	48.4	711,662	0	711,662	
	高校卒	4	54.0	697,221	0	697,221	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	13	50.8	567,517	0	567,517	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
	大学卒	10	50.5	561,066	0	561,066	
	短大卒	2	50.5	521,393	0	521,393	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	8	53.3	565,852	8,890	556,962	同上
大学卒	3	48.5	525,025	0	525,025		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	4	56.4	601,056	16,475	584,581		
事務課長	125	49.6	498,031	2,791	495,240	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	92	48.7	486,444	1,770	484,674		
短大卒	8	49.6	572,426	0	572,426		
高校卒	25	52.7	519,146	7,518	511,628		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	153	49.9	610,693	13,335	597,358	同上	
大学卒	85	47.6	623,846	6,242	617,604		
短大卒	15	52.1	630,916	0	630,916		
高校卒	53	52.9	584,038	28,385	555,653		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	6	41.0	446,401	15,705	430,696	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	5	40.0	442,509	17,733	424,776		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	7	51.2	571,725	73,946	497,779		同上
	大学卒	5	50.8	603,184	86,364	516,820		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	76	50.1	483,160	43,735	439,425		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	36	48.9	467,589	32,115	435,474		
	短大卒	6	48.9	465,492	45,255	420,237		
	高校卒	34	51.5	501,653	55,324	446,329		
	技術係長	240	49.6	540,999	94,597	446,402		同上
	大学卒	83	47.9	544,878	102,494	442,384		
	短大卒	27	48.1	573,287	107,775	465,512		
	高校卒	129	51.0	531,850	86,493	445,357		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	123	40.8	378,202	19,152	359,050		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	87	39.8	383,359	13,312	370,047		
	短大卒	15	46.6	359,229	36,576	322,653		
高校卒	21	42.8	359,492	43,221	316,271			
技術主任	136	44.4	500,968	89,843	411,125	同上		
大学卒	52	43.5	499,148	82,088	417,060			
短大卒	19	42.7	477,841	83,249	394,592			
高校卒	64	45.7	509,987	98,176	411,811			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務係員	364	36.0	323,654	28,425	295,229			
大学卒	200	31.8	307,870	24,092	283,778			
短大卒	67	42.3	328,543	29,095	299,448			
高校卒	96	43.6	364,712	39,905	324,807			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術係員	607	31.6	353,345	61,873	291,472			
大学卒	200	28.5	343,377	70,896	272,481			
短大卒	72	30.9	353,328	55,733	297,595			
高校卒	334	34.4	361,748	55,446	306,302			
中学卒	x	x	x	x	x			

(3)規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	43	53.1	538,491	0	538,491	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	27	53.3	552,495	0	552,495	
	短大卒	6	53.4	563,318	0	563,318	
	高校卒	10	52.4	481,336	0	481,336	
	技術部長	30	51.2	522,682	88	522,594	同上
	大学卒	14	52.0	548,799	194	548,605	
	短大卒	3	56.0	640,175	0	640,175	
	高校卒	12	49.6	475,133	0	475,133	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	29	47.5	419,438	1,440	417,998	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
	大学卒	14	46.0	384,086	3,107	380,979	
	短大卒	6	50.8	522,313	0	522,313	
	高校卒	9	47.1	390,174	0	390,174	
	技術部次長	2	46.5	461,895	0	461,895	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	x	x	x	x	x		
事務課長	72	47.3	424,672	6,182	418,490	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	35	45.5	418,353	4,834	413,519		
短大卒	15	49.2	448,574	593	447,981		
高校卒	21	48.8	419,690	13,190	406,500		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	68	45.5	413,707	7,698	406,009	同上	
大学卒	42	43.7	420,933	7,398	413,535		
短大卒	9	47.5	388,172	581	387,591		
高校卒	17	49.1	410,210	12,766	397,444		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	21	43.9	383,470	5,341	378,129	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長－係長間) 	
	大学卒	12	42.8	372,563	0	372,563		
	短大卒	4	46.5	400,524	5,349	395,175		
	高校卒	5	44.4	397,317	19,518	377,799		
	技術課長代理	14	45.6	366,173	8,536	357,637		同上
	大学卒	8	43.0	379,373	6,620	372,753		
	短大卒	3	49.2	339,891	1,382	338,509		
	高校卒	3	48.7	358,748	20,582	338,166		
	事務係長	107	44.4	369,716	48,460	321,256		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	52	41.1	369,528	50,825	318,703		
	短大卒	22	46.4	409,244	74,864	334,380		
	高校卒	33	48.1	342,010	26,169	315,841		
	技術係長	95	43.9	432,898	78,529	354,369	同上	
	大学卒	43	42.2	448,948	87,999	360,949		
	短大卒	11	42.8	401,975	66,128	335,847		
	高校卒	40	46.2	423,644	70,658	352,986		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	101	40.2	315,992	38,955	277,037	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間) 	
	大学卒	49	37.7	326,893	41,983	284,910		
	短大卒	23	42.2	306,522	41,270	265,252		
	高校卒	29	42.7	305,296	32,098	273,198		
	技術主任	93	41.3	351,431	57,498	293,933	同上	
	大学卒	51	39.5	358,179	57,174	301,005		
	短大卒	16	46.3	364,469	57,600	306,869		
高校卒	25	41.9	329,441	57,663	271,778			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務係員	511	36.6	261,683	24,086	237,597			
大学卒	208	32.6	276,189	30,809	245,380			
短大卒	87	39.5	256,076	22,674	233,402			
高校卒	216	39.3	249,640	18,016	231,624			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	381	34.1	311,526	59,023	252,503			
大学卒	216	32.0	319,024	65,245	253,779			
短大卒	59	34.3	289,392	48,323	241,069			
高校卒	105	39.0	307,146	50,908	256,238			
中学卒	x	x	x	x	x			

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	10	51.3	476,574	0	476,574	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	52.3	496,403	0	496,403	
短大卒	2	46.0	455,064	0	455,064	
高校卒	4	53.0	467,499	0	467,499	
技術部長	10	50.9	481,175	13,187	467,988	
大学卒	4	48.5	453,183	0	453,183	同上
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	6	52.5	499,836	21,979	477,857	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	4	47.3	408,600	0	408,600	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	2	44.0	404,650	0	404,650	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部次長	3	43.0	453,380	0	453,380	同上
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務課長	17	46.0	370,593	6,896	363,697	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	11	45.8	370,545	3,217	367,328	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	6	46.3	370,680	13,640	357,040	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	9	46.7	399,670	19,298	380,372	同上
大学卒	4	46.5	406,545	7,111	399,434	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	4	47.8	391,713	36,310	355,403	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	6	50.0	369,079	4,070	365,009	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長-係長間) 	
	大学卒	5	52.0	366,244	4,884	361,360		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	22	43.7	342,554	8,691	333,863		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	13	44.4	346,521	4,003	342,518		
	短大卒	2	39.0	381,198	56,758	324,440		
	高校卒	7	43.9	324,147	3,664	320,483		
	技術係長	8	46.6	397,196	62,002	335,194		同上
	大学卒	3	49.3	406,206	71,531	334,675		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	5	45.0	391,790	56,285	335,505		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	18	46.2	359,157	44,771	314,386		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大学卒	9	43.7	344,790	48,442	296,348		
	短大卒	5	49.4	386,461	39,707	346,754		
	高校卒	4	47.8	357,351	42,842	314,509		
	技術主任	9	43.1	369,185	84,858	284,327		同上
	大学卒	7	42.3	392,960	99,618	293,342		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	174	39.6	245,453	14,494	230,959			
大学卒	73	35.8	262,767	18,639	244,128			
短大卒	20	39.1	243,760	11,130	232,630			
高校卒	80	43.3	227,919	11,351	216,568			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術係員	53	40.5	301,709	53,587	248,122			
大学卒	21	38.7	341,844	67,893	273,951			
短大卒	11	41.6	285,539	42,389	243,150			
高校卒	21	41.6	270,043	45,147	224,896			
中学卒	-	-	-	-	-			

2 その他の職種

規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
技能・ 職種 労働 関係		人	歳	円	円	円	
	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	4	58.0	343,299	4,998	338,301	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	6	47.8	723,383	1,250	722,133	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	14	43.5	632,254	60,155	572,099	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	15	35.0	455,653	63,313	392,340	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	3	63.0	1,495,438	106,667	1,388,771	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	2	56.0	1,452,000	45,000	1,407,000	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	4	47.5	1,220,021	133,500	1,086,521	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	16	55.4	1,313,437	57,250	1,256,187	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	3	47.3	423,543	21,901	401,642	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	8	44.3	390,512	15,660	374,852	
	診療放射線技師	13	46.2	394,355	29,957	364,398	
	臨床検査技師	11	40.3	290,206	26,506	263,700	
	栄養士	7	37.4	268,900	7,628	261,272	
理学療法士	31	27.9	269,179	9,714	259,465		
作業療法士	24	32.8	285,486	9,184	276,302		
	総看護師長	3	54.7	456,464	0	456,464	部下に看護師長5人以上
	看護師長	17	49.9	449,160	27,193	421,967	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	76	36.5	334,238	57,723	276,515	
	准看護師	37	48.9	312,184	30,357	281,827	
教育 関係 職種	大学 学長	2	62.0	687,370	0	687,370	
	大学 教授	12	59.3	683,084	0	683,084	
	大学 准教授	8	54.8	446,113	0	446,113	
	大学 講師	12	47.0	390,314	991	389,323	
	大学 助教	2	36.0	340,250	0	340,250	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	2	56.5	547,454	0	547,454	
	高校 教諭	23	47.5	476,317	0	476,317	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況		
			増 額	据置き	減 額
			大 学 卒	31.5	(50.5)
高 校 卒	29.9	(55.5)	(41.4)	(3.1)	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当の見直し内容	事業所割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	14.9
税制および社会保障制度の見直しの動向 等によっては見直すことを検討する	10.5
配偶者に対する家族手当を見直す 予定がない(検討も行っていない)	74.6

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 16 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
50.4	49.6	55.6	44.4

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成29年5月から平成30年4月までの費目別平均支出金額（世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,370 円	42,180 円	52,390 円	62,600 円	72,810 円
住居関係費	40,000	43,840	39,420	35,000	30,580
被服・履物費	1,920	6,720	7,720	8,720	9,710
雑費 I	21,450	19,370	35,930	52,490	69,050
雑費 II	6,790	15,530	19,240	22,940	26,650
合計	96,530	127,640	154,700	181,750	208,800

その2 全国

【平成30年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,490 円	40,770 円	50,640 円	60,510 円	70,380 円
住居関係費	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
被服・履物費	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
雑費 I	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑費 II	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
合計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.513	0.638	0.762	0.886
住居関係費	0.974	0.876	0.778	0.679
被服・履物費	0.601	0.690	0.780	0.869
雑費 I	0.209	0.388	0.567	0.745
雑費 II	0.299	0.371	0.442	0.514

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項目		年月	平成29年										平成30年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	産業	現金給与総額	全 国	金額(円)	307,611	302,893	530,346	425,791	300,968	299,152	299,010	312,957	668,693	301,981	294,667	320,225	308,597
				前年同月比(%)	0.7	0.5	0.3	△0.3	0.4	1.2	0.1	0.7	0.9	0.2	0.5	2.2	0.3
			福 井 県	金額(円)	292,444	282,620	529,635	380,011	289,002	291,015	283,562	304,970	661,854	266,771	280,376	301,760	292,607
			前年同月比(%)	1.7	1.5	4.7	△5.7	2.8	2.0	0.2	0.2	2.0	△5.3	△1.4	3.3	0.1	
		きまって支給する給与	全 国	金額(円)	294,971	289,051	291,520	291,266	289,345	291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574
			前年同月比(%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	
		福 井 県	金額(円)	282,076	279,253	282,998	282,473	282,537	281,978	283,056	285,408	282,706	261,945	275,909	278,522	282,266	
		前年同月比(%)	△0.9	1.5	1.6	1.4	2.1	0.4	0.4	0.8	0.9	△5.7	△2.6	△0.9	0.0		
	製造業	きまって支給する給与	全 国	金額(円)	326,200	319,042	323,741	323,372	321,151	324,398	325,612	326,165	327,027	321,107	325,958	326,915	329,805
			前年同月比(%)	0.7	1.2	0.6	0.2	0.7	1.0	0.7	0.8	1.0	1.1	1.0	1.1	1.2	
			福 井 県	金額(円)	305,145	303,187	348,923	346,489	305,755	308,010	309,363	311,765	311,879	290,088	293,282	289,789	297,708
			前年同月比(%)	△0.2	2.0	4.9	7.6	2.2	0.8	0.5	1.0	1.3	△4.3	△4.8	△5.4	△2.5	
全産業		総実労働時間数	全 国	(時間)	153.1	144.7	154.2	150.5	144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9
				うち所定外労働時間数(時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0
		福 井 県	(時間)	159.1	149.1	162.3	155.3	151.0	156.5	155.1	158.7	155.4	139.4	147.6	155.9	160.3	
		うち所定外労働時間数(時間)	13.0	12.3	12.5	12.8	12.9	13.2	12.0	14.0	13.8	13.2	14.0	15.2	14.8		
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世界帯)	全 国	金額(円)	295,929	283,056	268,802	279,197	280,320	268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	
		(集計世帯数 7,698)	前年同月比(%)	△0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△0.5	
		福 井 市	金額(円)	278,906	252,715	262,259	259,873	275,554	254,080	273,453	257,108	314,269	267,342	220,977	285,634	262,725	
	(集計世帯数 94)	前年同月比(%)	1.1	△12.5	10.2	△12.6	5.6	5.9	△7.6	6.7	13.2	6.2	△7.0	3.2	△5.8		
消費者物価指数	全 国	前年同月比(%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6		
	(総務省)	福 井 市	前年同月比(%)	0.6	0.5	0.2	0.2	0.1	0.5	△0.2	0.2	0.6	1.0	1.3	1.0	0.7	
完全失業率	全 国	(%)	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5		
	(総務省)	福 井 県	(%)	2.0			1.9			1.5			1.5			1.4	
有効求人倍率	全 国	(倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59		
	(厚生労働省)	福 井 県	(倍)	2.01	2.05	2.06	2.07	2.06	2.00	1.99	2.00	2.00	2.00	2.00	2.03	2.04	
鉱工業生産指数	全 国	前年同月比(%)	5.7	6.2	5.2	4.5	5.0	2.5	5.7	3.6	4.5	2.9	1.6	2.4	2.6		
	(福井県政策統計・情報課)	福 井 県	前年同月比(%)	16.2	10.3	9.8	10.6	8.4	9.3	12.8	8.7	9.1	5.5	0.1	1.9	4.7	

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成29年4月から平成30年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の平成30年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。